

不動産所得者の方の記載例

申告をする必要のある所得が不動産所得のみの方の場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

〇〇 税務署長 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B FA0123

住所 XXX-XXXX 個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX

フリガナ コクセイ タロウ

氏名 国税 太郎

生年 3 月 4 日 性別 男

収入金額等

事業等	7	
農業	8	
不動産	9	13950000
利子	10	
配当	11	
給与	12	
公的年金等	13	
その他	14	
雑損控除	15	
医療費控除	16	
社会保険料控除	17	1122830
生命保険料控除	18	50000
地震保険料控除	19	12000
寄附金控除	20	
寡婦・寡夫控除	21	0000
勤労学生・障害者控除	22	0000
扶養控除	23	630000
基礎控除	24	380000
合計	25	2574830

所得金額

課税される所得金額	26	2505000
上記の②に対する税額又は第三表の②	27	153000
配当控除	28	
区分	29	
政党等寄附金等特別控除	30	
災害減免額	31	153000
復興特別所得税	32	3213
所得税及び復興特別所得税の額	33	156213
外国税控除	34	
所得税及び復興特別所得税の額	35	156200
源泉徴収控除	36	100800
所得税及び復興特別所得税の額	37	55400
配偶者の合計所得金額	38	
青色申告特別控除額	39	650000
平均課税対象金額	40	
延納届出額	41	00
延滞届出額	42	00

所得から差し引かれる金額

延滞届出額

整理番号

手順1
5ページ
参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。(5ページ参照)

手順2
6ページ
参照

手順3
11ページ
参照

マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
19ページ
参照

○黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。

○赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

手順5
23ページ
参照

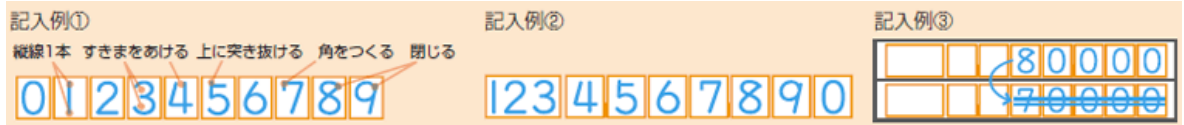
該当する事項がある方のみ記入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。

◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。



【第二表】

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際金額とは異なります。

手順1
5ページ
参照

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X X-X

氏名 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	差引金額

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除の金額	控除を受ける者の氏名	生年月日	別居の場合の住所	寄附金控除
10 雑損控除					
11 医療費控除					
12 社会保険料控除	543,500	国税 太郎			
13 小規模企業共済等掛金控除	579,330				
14 生命保険料控除					
15 地震保険料控除	12,000				
16 寄附金の所在地・名称					
17 寡婦(寡夫)控除					
18 勤労学生控除					
19 配偶者の氏名	国税 良子	生年月日	明大 49.7.20	配偶者控除	<input checked="" type="checkbox"/>
20 扶養親族の氏名	国税 一郎	生年月日	昭和 10.3.10	配偶者特別控除	<input type="checkbox"/>
21 扶養控除額	63				
22 扶養控除額の合計	63				
23 事業専従者に関する事項					
24 住民税・事業税に関する事項					
25 扶養親族の氏名	国税 二郎	個人番号	XXXXXXXXXXXXXXX	生年月日	平 21.06.01
26 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
27 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
28 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
29 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
30 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
31 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
32 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
33 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
34 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
35 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
36 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
37 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
38 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
39 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
40 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
41 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
42 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
43 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
44 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
45 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
46 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
47 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
48 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
49 扶養親族の氏名		個人番号		生年月日	
50 専従者給与控除					

手順3
11ページ
参照

手順6
24ページ
参照

控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

【ご注意】
◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

【参考】青色申告決算書（不動産所得用）

※ この記載例の決算書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

FA0223

平成 29 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

住所	〇〇市△△町X-X-X-X	フリガナ氏名	コウゼイ タロウ 国税 太郎	依頼税理士等	
職業	不動産貸付業	電話番号	XX-XXXX-XXXX	事務所所在地氏名(名称)	

平成 30 年 2 月 16 日

損益計算書 (自 1 月 1 日至 12 月 31 日)

提出用 (平成二十五年分以降用)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収 入 金 額	貸 貸 料 ①	1 3 3 4 0 0 0 0	必 要 経 費	
	礼金・権利金 更 新 料 ②	6 1 0 0 0 0 0	⑬	
	③		⑭	
	計 ④	1 3 9 5 0 0 0 0	⑮	
必 要 経 費	租 税 公 課 ⑤	2 3 4 5 7 0 0	そ の 他 の 経 費 ⑯	2 1 6 4 1 4
	損 害 保 険 料 ⑥	2 4 3 5 0 0	計 ⑰	8 2 2 0 0 0 0
	修 繕 費 ⑦	6 1 2 3 0 0	差 引 金 額 (④-⑰) ⑱	5 7 3 0 0 0 0
	減 価 償 却 費 ⑧	3 4 6 5 3 3 5	専 従 者 給 与 ⑳	
給 付 金 額	借 入 金 利 子 ⑨	1 3 3 6 7 5 1	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑱-㉑) ㉒	5 7 3 0 0 0 0
	地 代 家 賃 ⑩		青 色 申 告 特 別 控 除 額 (⑨-⑩) (※) ㉓	6 5 0 0 0 0
	給 料 賃 金 ⑪		所 得 金 額 (⑱-㉓) ㉔	5 0 8 0 0 0 0
	⑫		土地等を取得するために要した負債の利子の額	

●下の欄には、書かないでください。

⑬
⑭
⑮

青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

⑩欄が赤字の人で必要経費に算入した分額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。

※⑩欄が赤字の方で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合には、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次の金額を申告書の③欄に記入します。
この場合には、記入する金額の頭部に「⑩」と表示してください。

- 1 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超える場合・・・「0」
- 2 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超えない場合・・・その赤字のうち、その負債の利子の額に相当する金額を除いた赤字の金額

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- (1) 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- ①65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- (2) 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- ①10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。